

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則及び新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第44号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則及び新潟県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則(昭和43年新潟県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|---------------------|----------------|--|------|---------------------|----------------|--|------|
| 別表第1 (第4条関係) | | | | 別表第1 (第4条関係) | | | |
| 区 分 | 試験、検査等の種類 | 試 験 方 法 | 試験項目 | 区 分 | 試験、検査等の種類 | 試 験 方 法 | 試験項目 |
| 1 飲料水の水質試験 | (1) 飲用井戸等の水質試験 | <u>水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法</u> (平成15年7月厚生労働省告示第261号)に定める方法 | (略) | 1 飲料水の水質試験 | (1) 飲用井戸等の水質試験 | <u>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法</u> (平成15年7月厚生労働省告示第261号)に定める方法 | (略) |
| | (略) | | | | (略) | | |
| (略) | | | | (略) | | | |

(新潟県小規模水道条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県小規模水道条例施行規則(平成7年新潟県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (布設の許可申請) | (布設の許可申請) |
| 第2条 (略) | 第2条 (略) |
| 2～4 (略) | 2～4 (略) |
| 5 第3項第3号の水質試験は、 <u>水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法</u> (平成15年7月厚生労働省告示第261号。以下「 <u>環境大臣が定める方法</u> 」という。)により行うものとする。 | 5 第3項第3号の水質試験は、 <u>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法</u> (平成15年7月厚生労働省告示第261号。以下「 <u>厚生労働大臣が定める方法</u> 」という。)により行うものとする。 |
| (給水開始の届出等) | (給水開始の届出等) |
| 第4条 (略) | 第4条 (略) |
| 2 (略) | 2 (略) |
| 3 第1項の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項にあっては <u>環境大臣が定める方法</u> により、消毒の残留効果にあっては知事が別に定める方法により行うものとする。 | 3 第1項の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項にあっては <u>厚生労働大臣が定める方法</u> により、消毒の残留効果にあっては知事が別に定める方法により行うものとする。 |
| 4 (略) | 4 (略) |
| (定期の水質検査) | (定期の水質検査) |
| 第5条 (略) | 第5条 (略) |

| | |
|---|---|
| 2・3 (略) | 2・3 (略) |
| 4 第1項第2号の検査は、 <u>環境大臣が定める方法</u> により行うものとする。 | 4 第1項第2号の検査は、 <u>厚生労働大臣が定める方法</u> により行うものとする。 |
| 5 (略) | 5 (略) |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。